

入札説明書

筑紫野市が発注する起工第2号碓池改修工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 平成22年7月1日
- 2 発注者 筑紫野市長 平原 四郎
- 3 担当課 〒818-8686 福岡県筑紫野市二日市西一丁目1番1号
筑紫野市総務部管財課契約担当
TEL 092-923-1111 (内243)

4 工事内容等

- (1) 工事名 起工第2号碓池改修工事
- (2) 工事場所 筑紫野市大字若江
- (3) 工事概要

土工		1式
構造物土工		1式
底版改良工		A = 1,255 m ²
護岸工	1号ブロック積(平均高4.1m)	L = 260 m
	2号ブロック積(平均高2.8m)	L = 7.7 m
	張ブロック(平均高4.2m)	L = 81 m
	L型擁壁(H4000)	L = 4.5 m
	L型擁壁(H2750)	L = 3.3 m
	L型擁壁(H1750)	L = 2.0 m
	L型擁壁(H1000)	L = 2.0 m
	階段工	1式
放流施設	排水塔(2500×2500×3900)	1式
	L型水路(H2000)	L = 4.4 m
	重力式擁壁(H1350)	L = 2.1 m
排水工	自由勾配側溝(300×100~300)	L = 83 m
	既設排水集水枡	1箇所
	ヒューム管布設(φ1000)	L = 3.5 m
	ふとん籠(W1200, t=500)	L = 32 m
	舗装工 舗装止め	L = 125 m
	防護柵工 ネットフェンス(H1800 直認付)	L = 361 m
	門扉	3箇所
	取壊し工 Co取壊し	V = 138 m ³
- (4) 予定工期 契約締結の翌日から平成23年1月31日まで
- (5) 予定価格 70,800,000円(消費税相当額を含む)
- (6) 工事の発注方法

本工事は、入札時に技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式(特別簡易型)の試行対象工事である。

- 5 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

(1) 土木工事(一般土木工事)について、筑紫野市競争入札参加資格及び手続等に関する

る規程（平成9年筑紫野市規程第8号）に基づき競争入札に参加する資格の認定を受けている者（工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容に係る情報の公表に関する要綱（平成14年筑紫野市要綱第19号）様式第1号建設工事業種別・有資格者一覧表（以下「有資格者名簿」という。）登載者）

(2) 平成22年4月1日時点において有資格者名簿の土木工事に係る総合点数（筑紫野市が発注する工事の一般競争入札実施要綱（平成20年要綱第11号）第4条第1項第2号に規定する総合点数をいう。）が600点以上、かつ、同有資格者名簿の土木工事についての年間平均実績額が7,400万円以上であること。

6 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成22年7月1日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

なお、落札決定時点においても同条件を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 筑紫野市指名停止等の措置に関する規則（平成9年筑紫野市規則第17号）に基づく指名停止等の措置期間中でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更正手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく有資格者名簿の登載者を除く。）

(4) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

ア 設計業務の等の受託者とは次に掲げる者である。

福岡土地区画整理株式会社九州支社

代表者 支社長 萩尾 隆吉

住 所 福岡市博多区博多駅前一丁目4番1号

イ 当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者とは、次のいずれかに該当するものである。

(ア) 当該受託者又は建設業者が法人税法上の同族会社であって、一方が他の一方の同族会社の判定基準となる場合における当該建設業者

(イ) 当該受託者及び建設業者がいずれも法人税法上の同族会社であって、両者の同族会社の判定基準となる者が重複する場合における当該建設業者

(ウ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(5) 有資格者名簿の営業所について、その所在地が筑紫地区（筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川町）であること。

(6) 土木工事（一般土木工事）について、公共工事の元請として施工実績（ただし、JVの構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の構成員としての施工実績に限る。）を有すること。

(7) 土木工事業に関する主任技術者又は監理技術者（ただし、当該技術者は、入札参加申込者と雇用関係にある者に限る。）を当該工事に専任で常駐配置できること。

7 入札申込書、仕様書等の配布

(1) 方 法 筑紫野市のホームページ「一般競争入札（建設工事）の情報」からのダウンロード

ンロードによる配布とする。

なお、CD-R又は紙による有償配布は行わない。

(2) 期 間 平成22年7月1日(木曜日)午後1時00分から平成22年7月26日(月曜日)午後5時00分まで

(3) ダウンロード先のホームページアドレス

http://www.city.chikushino.fukuoka.jp/soumubu/kanzai/ippankyousou_info.html

8 総合評価に関する事項等

(1) 評価項目及び評価基準

別表1の各評価項目について、評価基準に基づき評価し加算する。

(2) 総合評価の方法

ア 第5項の競争入札参加資格及び第6項の入札参加条件を満たす入札参加者全てに標準点(100点)を与え、前号について評価し、0~15点の範囲で加算点を加えた技術評価点(以下、「技術評価点」という。)を当該入札者の入札価格で除して得られた数値を評価値とする。評価基準は別表1のとおり。

技術評価点=標準点+加算点=100点+(0~15点)

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点 (標準点+加算点)}}{\text{入札価格}}$$

イ 入札価格が筑紫野市指名競争入札事務処理要綱(平成4年筑紫野市要綱第3号)第12条の規定に基づき算定した価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る入札者については、次のとおリアの技術評価点から減算点を減じて評価値を求める。

$$\text{減算点}(\ast 1) = \frac{\text{調査基準価格} - (\text{入札価格} \times 1.05)}{\text{予定価格}} \times \frac{\text{標準点 (基礎点)}}{\text{技術評価点}} \times 100$$

※1 減算点は、小数点以下を切り捨てた整数とする。

$$\text{評価値}(\ast 2) = \frac{\text{技術評価点 (標準点+加算点-減算点)}}{\text{入札価格}}$$

※2 この算式は、低入札価格調査制度に該当した入札者の評価値に適用する。

(3) 落札者の決定方法

筑紫野市契約規則第12条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、前号による評価値の最も高い者が落札候補者となり、その者の競争入札参加資格を審査する。ただし、落札候補者となるべき評価値の者が2者以上のときは、当該入札に関係のない職員によるくじ引きでその順位を決定する。審査において競争入札参加資格があると認めた者を落札者とする。

(4) 技術資料の作成及び評価について

技術資料は、第10項入札手続等による書類のほか次の書類を作成し提出すること。

ア 企業の技術的能力の評価について

①企業の技術的能力(施工実績等)について(様式第ソ1号)

施工実績による評価項目は、第10項第1号エ同種工事の基準に該当する同種の施工実績(様式第1号)に記載した工事について記載すること。なお、記載内容に誤謬や記入漏れがあった場合は、評価しない。

工事成績評定による評価項目は、記載内容に誤謬や記入漏れがあった場合は、評価しない。なお、工事成績評定点は、入札参加申込者が筑紫野市より平成19年度から平成21年度に直接請負った土木工事について、筑紫野市建設工事等成績評定要綱に基づき評価された「工事成績評定点」(特定建設工事共同企業体の構

成員としての評定点を含む。)の単純平均の数値により評価する。また、この項目に記入した工事の完成認定通知書(写し)の添付は不要とする。

※工事成績評定の評価対象工事がない場合は、枠内に「該当なし」と記入すること。

手持ち工事量比率は、当該年度受注額を直前の経営事項審査結果通知書の土木工事に関する完成工事高で除して得た数値から求める。なお、当該年度受注額は、平成22年7月1日現在における土木工事に関する筑紫野市発注工事の平成22年度受注額(完成工事を含む。)とする。

※平成22年度に筑紫野市から請負った土木工事がない場合は、工事名の枠内に「該当なし」と記入すること。

②企業の技術的能力(10年以上継続雇用する技術者)について(様式第ソ2号)

添付した証明書類で評価基準を確認できない技術者は評価対象としない。又、代表者については評価対象の技術者としない。

※この評価項目について該当しない場合は、枠内に「該当なし」と記入すること。

イ 配置予定技術者の技術的能力について(様式第ソ3号)

施工実績は、第10項第1号才配置技術者届出書(様式第3号)の同種の施工実績に記載した配置技術者について記載すること。又、複数の配置技術者を届出する場合は、それぞれの技術者についてこの様式を作成すること。ただし、配置技術者を複数届出した場合は、評価の得点が最も低い技術者を評価対象とする。又、必要な添付書類がない場合、記載内容に誤謬や記入漏れがあった場合は、評価しない。

※配置技術者の工事成績評定による評価に虚偽の申告があった場合は、競争入札参加資格について当該配置予定者を認定しない。

ウ 地域貢献度・地域精通度及び企業の社会性について(様式第ソ4号)

申請者が該当する評価項目について記載すること。ただし、必要な添付書類がない場合、記載内容に誤謬や記入漏れがあった場合は、評価しない。

※該当しない評価項目については、当該項目の枠内に「該当なし」と記入すること。

エ 自己採点表について(様式第ソ5号)

入札参加申込者は、上記の様式に関する自己採点表を作成して提出すること。

9 仕様書等に関する質問

(1) 提出方法 7によりダウンロードした様式「質疑書」により作成し、平成22年7月15日(木曜日)までに電子メールにより送付すること。ただし、電子メールによることが困難な場合は、ファクシミリによることも可とする。なお、質問がない場合は、その旨について提出の必要はない。

(2) 送付先 筑紫野市役所総務部管財課契約担当
電子メール: keiyaku@city.chikushino.fukuoka.jp
FAX番号: 092-921-1392

(3) 回答 平成22年7月21日(水曜日)午後1時から本市公式ホームページにて閲覧に供する。

(4) 仕様書等の変更等

仕様書等の内容に変更等が生じた場合は、平成22年7月21日(水曜日)午後1時から本市公式ホームページ(7(3))に掲載する。

10 入札手続等

(1) 入札に参加を希望する者は次の書類を提出すること。

ア 「一般競争入札参加申込書(様式第1号)」(7によりダウンロードした様式)

※第8項の総合評価技術資料は、本様式の添付資料とする。

イ 「入札書(様式第5号)」(7によりダウンロードした様式)

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 「工事費内訳書」(7によりダウンロードした様式)

入札に際し、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。(ホッチキス等による紙綴は不要)

エ 施工実績を確認できる書類

一般競争入札参加申込書(様式第1号)の「同種の施工実績」欄に記入した工事の施工実績を確認できる書類を提出すること。

なお、同種工事の基準及び同種の施工実績を確認できる書類は次のとおりとする。

(同種工事の基準)

同種の工事は、ため池を改修した工事で工事内容にため池改修に伴う堤体工、地盤改良工、洪水吐工、取水施設工、浚渫工、その他これらに類する工種が含まれる土木一式工事をいう。ただし、浚渫工又は管理施設工(フェンス設置など)のみのため池改修工事及び浚渫工と管理施設工(フェンス設置など)の2工種のみのため池改修工事は、同種の施工実績として認めない。

同種の工事の実績は、契約締結日が平成8年度以降で公共工事の元請としての施工実績(国、都道府県、市町村又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3第3項の規定による特別地方公共団体から直接請け負った実績)で、1件の請負代金額が500万円以上とする。ただし、JVの構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の構成員としての施工実績に限る。

(施工実績を確認できる書類)

同種の施工実績として記入した工事について次の各号の内容が確認できる書類を提出すること。

- (1) 発注機関が確認できる資料(書類の例示: CORINS、請負契約書、発注機関が発行した履行証明書)
- (2) 施工実績の工事内容について上記(同種工事の基準)に該当することを確認できる資料(書類の例示: CORINS、仕様書・図面)
- (3) 工事の規模が1件の請負代金額500万円以上であることを確認できる資料(書類の例示: CORINS、請負契約書、発注機関が発行した履行証明書)
- (4) 工事の完成が確認できる資料(書類の例示: CORINS、検査済証、発注機関が発行した履行証明書)

※上記のCORINSは、財団法人日本建設情報総合センターが発行した登録内容確認書(工事实績)又は工事カルテ受領書(工事カルテの竣工時データ

一式を含む。)とする。

※施工実績の発注機関が筑紫野市である場合に限り、施工実績を確認できる書類を筑紫野市が発行した「完成認定通知書」の写しとすることができる。

なお、完成認定通知書は一部手書きのため、亡失した場合の再発行はできない。

オ 「配置技術者届出書(様式第3号)」(7によりダウンロードした様式)

上記エ(同種工事の基準)に該当する同種工事の工事経験(監理技術者、主任技術者又は現場代理人)を有する土木工事業に関する主任技術者又は監理技術者を現場に専任で常駐配置できること。

配置技術者届出書及びそれに付随する添付書類は、一般競争入札参加申込書の添付資料として提出すること。

なお、本工事に対し、複数の配置を予定する技術者を届け出ることができる。

配置技術者届出書に付随する添付書類は、当該届出書において指定する。

※ 経営事項審査結果通知書の写しの提出は、原則として不要とする。ただし、申込者に関しての経営事項審査結果通知書の内容が、財団法人日本建設情報総合センター「経営事項審査結果の公表」のホームページにおいて閲覧できない場合は、契約締結時期(平成22年8月上旬)に有効な経営事項審査結果通知書の写しを提出すること。

(2) 提出期限 平成22年7月26日(月曜日)まで

(3) 提出方法

① 封筒を内封筒と外封筒の2種類を準備すること。(外封筒はA4サイズの書類を折り曲げずに入れることができるもの。)

② 内封筒には上記(1)イの入札書及び(1)ウの工事費内訳書を封入後に必ずのり付けし、おもて面に工事名、社名及び登録番号を記入すること。(縦書き、横書き不問)
なお、入札書及び工事費内訳書は折り曲げて構わない。

③ 外封筒には②以外の書類と入札書及び工事費内訳書の入った内封筒(上記②)を入れる。

④ 7によりダウンロードした「封筒貼付用宛名用紙」を外封筒おもて面に貼付し、一般書留又は簡易書留で郵便事業株式会社筑紫野支店に提出期限までに到着するように送付する。

11 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、次のとおりとする。

(1) 入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上を要するものとする。ただし、筑紫野市契約規則(平成4年筑紫野市規則第10号)第34条第1項の各号に掲げる要件に該当することとなった場合には、これを免除することができる。

12 入札の辞退

入札に参加を希望し、関係書類の提出期限(9(2))後に入札を辞退する場合は、当該入札の開札を開始する時刻の前までに7によりダウンロードした様式「入札辞退届」を筑紫野市総務部管財課契約担当に提出すること。

13 開札

(1) 開札日時 平成22年7月29日(木曜日)午後1時30分

(2) 場 所 筑紫野市役所第1別館第4会議室(入札室)

(3) 開札には入札参加希望者の中から2者を立会人として指名し開札日に出席を求める。
立会人には社員証等の提示を求めることがある。

(4) 立会人が出席できない場合は、業務に関係のない市の職員を立ち合わせる。

14 落札候補者の決定

(1) 開札後、予定価格の範囲内において、有効な入札を行った者のうち、第8項による評価値の最も高い者から競争入札参加資格審査を行う順位を決定する。

(2) 落札候補者となるべき評価値の者が2者以上のときは、くじにより競争入札参加資格審査を行う順位を決定する。なお、くじは業務に関係のない市の職員が行う。

(3) 落札候補者に対して審査順位が上位の者から競争入札参加資格審査を行う。なお、審査順位上位の者が当該競争入札の参加資格を有すると認められた場合は、審査順位次順位以下の者の競争入札参加資格審査を行わない。

15 調査基準価格

筑紫野市指名競争入札事務処理要綱（平成4年筑紫野市要綱第3号）第12条に規定する調査基準価格を設定し、同要綱第13条における低入札価格調査制度を適用する。

16 落札者の決定

(1) 落札については、競争入札参加資格審査委員会において当該落札候補者の審査を行い、当該競争入札の参加資格を有すると認められた者を落札者と決定する。

(2) 落札者に対しては、落札決定の旨を電話等により通知する。

(3) 競争入札参加資格審査委員会における審査の結果、当該競争入札の参加資格がないと認めた者に対しては、書面により通知する。

17 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 当該競争入札の参加資格がないと認められた者は、市長に対して、当該競争入札の参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

ア 提出期限：平成22年8月13日（金曜日）午後5時まで

イ 提出場所：筑紫野市総務部管財課契約担当

ウ 提出方法：書面は、持参することにより提出するものとし、郵送及び電送によるものは受け付けない。

(2) 市長は、説明を求められたときは、平成22年8月20日（金曜日）までに説明を求めた者に書面により回答する。

18 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

19 支払条件

前金払 40%

部分払 無

20 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別冊の筑紫野市入札心得書及び別冊の契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。

(3) 第10項第1号に定める申込書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止規則に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札決定後、第10項第1号カに定める配置予定技術者が、CORINS等により

監理技術者の専任制違反となる事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合のほかは、技術資料の差し替えは認められない。